平成２２年（フ）第３９７１号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―329号
債務者　富川　孝志
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０１０号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ｂ―703号
債務者　河合　純枝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０１３号
大阪府東大阪市東石切町４丁目11番21号石切駅前ハイツ22号
債務者　木村　　滋
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０１４号
大阪市東淀川区瑞光１丁目４番１―703号
債務者　リバーフィールドこと　川原　裕二
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０１７号
大阪府守口市大日東町４番Ｃ―1003号
債務者　松延　直澄
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０２３号
大阪市住吉区万代東１丁目６番33―306号
債務者　室井　亮一
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０９０号
大阪府高槻市奈佐原４丁目21番３―202号
債務者　英建土木こと　髙橋　英樹
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３１２号
大阪府枚方市津田元町２丁目60番16号
債務者　亀田　文一
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３８９号
大阪市生野区巽北１丁目21番23―404号
債務者　木村　純子（旧姓植島）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４１６号
大阪府吹田市山手町４丁目16番６号
債務者　徳丸　清美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４６０号
大阪市都島区大東町３丁目３番７―602号
債務者　小中　雅裕
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６３３号
大阪府門真市幸福町24番６号
債務者　藤田　倫範
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６４４号
大阪市西区北堀江４丁目14番24―1004号
債務者　大黒　靖子（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６８５号
大阪市東成区大今里西３丁目１番７号
債務者　西　　章宏
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６８６号
大阪市鶴見区今津中１丁目７番３号　201号
債務者　小野寺幸恵
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７０３号
大阪府東大阪市御厨東２丁目８番45号
債務者　五郎丸満久
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８６４号
大阪府東大阪市横小路町５丁目１番14―506号
債務者　藤田　実里
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８７３号
大阪市北区豊崎４丁目６番20―501号
債務者　別所　典子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部